

2025年4月27日

三成下町内会会員各位

三成下町内会 会長 實政 充

奉仕作業等の免除について（確認）

表題の件につきましては、一部の会員様の中に解釈の齟齬があるようですので確認しておきたいと思います。

町内会の引継ぎ事項の文書には次の様になっております。

「三成下町内会役員引継ぎ事項及び覚書」より抜粋

5, 奉仕作業・出不足金について

- (1) 基本的に奉仕作業として、環境整備・シティークリーニング、秋の環境整備、春の環境整備と年間4回行う。但し、緊急を要する事態が起こった場合はその都度対応する。
- (2) 80才以上の方の奉仕作業は、免除するものとする。但し、作業に出られる方は拒まない。
- (3) 出不足金の対象作業は、下記の3行事とする。
 - ① シティークリーニング（シティークリーニング前の環境整備は対象から除く。）
 - ② 秋の環境整備
 - ③ 春の環境整備
- (4) 出不足金は、1,000円とする。但し、80才以上の方からは出不足金は徴収しないものとする。

9, その他

- (3) 会員家族に80才以上の方しか居ない場合は、役員（班長）及び奉仕作業を免除する。
また、高齢者及び高齢者の一人家族に対する、町内会役割分担の免除については、その時の役員が判断する。

上記の通り、奉仕作業の免除は「80歳以上の方」となっておりますが、これは世帯主が80歳以上である場合と解されるものではなく、「会員家族に80才以上の方しか居ない場合は... 免除する」ということです。従いまして世帯主が80歳以上であっても、家族に80歳未満の方がいらっしゃる場合は免除には該当いたしません。

以上、確認させていただきます。